

## 湯浅町「町民カレンダー2021」印刷製本業務 公募型プロポーザル要項

湯浅町が実施する「町民カレンダー2021」印刷製本業務 公募型プロポーザル方式による契約交渉相手方（以下「受託候補者」という。）の選定に際し、次のとおり要項を定める。

令和2年8月25日

湯浅町長 上山 章善

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業名

湯浅町「町民カレンダー2021」印刷製本業務

#### (2) 事業の目的

本町で行われる予定であるイベントや本町の魅力ある風景等を住民の方々に広く周知することを目的として、「町民カレンダー2021」を製作する。

#### (3) 事業内容

別紙「湯浅町「町民カレンダー2021」印刷製本業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 2. 見積限度額

- ・事業費 650,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。
- ・内訳が分かるように見積書を記載すること。
- ・見積書には、制作費、その他諸費用の一切を含むものとする。

### 3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加する者（以下「参加希望者」という。）は、本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国及び地方公共団体から物品の買入等に関し、指名停止措置期間中でないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(5) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれかにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体

イ. 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者

ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ. 自己、自社若しくは第3者の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ. 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(6) 参加希望者は、過去に市町村からの発注契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があるもの。

## 5. 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、別紙様式「参加意思表明書」（1部）、企画提案書類及び添付書類（各6部）を湯浅町役場総務広報課まで郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

### (2) 参加申込受付期間

- 参加意思表明書

令和2年8月25日（火）から9月10日（木）午後5時まで（必着）

※土・日は除く

- 企画提案書類

令和2年9月10日（木）から9月23日（水）午後5時まで（必着）

※土・日・祝日は除く

- 持参による場合：参加申込受付期間の午前8時30分から午後5時まで

- 郵送の場合：参加申込受付期間内に必着とする。ただし、郵送による場合は、参加申込受付期間内に、総務広報課へ到着したことを電話で確認すること。

## 6. 企画提案書類の作成

提出書類に不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、提案受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

(1) 企画提案書類（全て任意様式（A4又はA3）とする。）

- ① 企画提案書（品質及びデザイン性など15ページ以内とする。）
- ② 工程表
- ③ 同種業務の履行実績届出書
- ④ 企業概要書（企業パンフレット添付）
- ⑤ 参考見積書（消費税及び地方消費税分（明記）を含む。）
- ⑥ カレンダー（案）（仕様で指定している紙質である必要はありません。）

(2) 企画提案書類提出にあたっての注意事項

- ① 本要項の6（1）の番号順にまとめること。
- ② 文字のサイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ③ 様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ④ ホッチキス止めの2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。
- ⑤ 専門知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

## 7. 審査方法及び審査内容

企画提案書類により、庁内に設置する受託業者選定委員において審査し、受託業者を選定する。

## 8. 質問及び回答

- ① 質問については、電子メールによることとし、別紙質問書を使用すること。質問書に質問内容を簡潔に記載し、「[bosai@town.yuasa.lg.jp](mailto:bosai@town.yuasa.lg.jp)」まで送信すること。令和2年8月25日（火）から9月7日（月）午後5時まで。※土・日は除く（送信後は午前8時30分から午後5時の間に電話により問合せ先まで受信確認をすること。）電話・ファクシミリによる質問は受付しない。
- ② 電子メールの件名は「町民カレンダー2021印刷製本業務についての質問書（企業名）」とし、質問書以外はファイルの添付をしないこと。

## 9. 契約手続き等

(1) 受託候補者等の決定

本要項の7. 審査方法及び審査内容の結果により、受託候補者及び順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

参加業者全員に対し、書面により審査結果を通知する。

(3) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、受託候補者に選定された者と交

涉し決定する。

(4) 次点者との契約

受託候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

10. 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

湯浅町役場 総務広報課 地域防災係

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

TEL：0737-64-1108（直通） FAX：0737-63-3791

(2) 問合せ先

湯浅町役場 総務広報課 地域防災係 担当：金安

TEL：0737-64-1108（直通） FAX：0737-63-3791

e-mail: [bosai@town.yuasa.lg.jp](mailto:bosai@town.yuasa.lg.jp)

11. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は非公表とする。

12. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込、企画提案書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用はすべて提案者の負担とする。

13. その他

(1) 参加申込後の辞退

参加申込後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届（任意）を持参又は郵送にて書類提出先へ提出すること。なお、一度提出し受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

(2) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には失格とする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しない。

別紙 1

本プロポーザルの受託候補者決定までのスケジュール予定

	事 項	期日・期間等
1	参加申込の受付	令和2年8月25日（火）～9月10日（木）午後5時まで ※「参加意思表明書」による。詳細は本要項参照
2	質問の受付	令和2年8月25日（火）～9月7日（月）午後5時まで ※詳細は本要項参照 ※質問は電子メールによる。
3	企画提案書類の受付	令和2年9月10日（木）～9月23日（水）午後5時まで ※詳細は本要項参照
4	審査の実施	令和2年9月下旬頃
5	受託候補者と 契約締結	令和2年10月上旬頃

※1～3については土・日・祝日を除く